

RI District. 2660 Mino-o Rotary Club

幹事:片山 秀樹

WEEKLY BULLETIN

2019-20



広報·会報委員長:浦 収

会報 No.2446 2020年2月20日発行

RI D.2660 箕面ロータリークラブ

2019-20 President of Rotary International Mark Daniel Maloney

国際ロータリー第 2660 地区 2019-20 年度ガバナー

事務局・例会場: 〒562-0006 大阪府箕面市温泉町 1-1 箕面観光ホテル

会長:林 たかみ

e-mail: mino-orc@abeam.ocn.ne.jp HP: http://mino-orc.net/

Tel: 072-724-2781 fax: 072-724-1786 **例会日**:毎週木曜日 18:30~

◆今週の例会プログラム◆

2019-20 年度

2020年2月20日(木)第2447回例会 移動例会 『がんこ 池田石橋苑』

◆ロータリーソング◆

奉仕の理想

◆会長挨拶◆

会長 たかみ

新型コロナウイルスによる肺炎の感染が世界的 に拡大し、経済にも打撃を与えるなど深刻な状況と なってきています。観光地はキャンセルが続出し大 幅な減収となり、各地でマスクが売り切れ生産がま にあわず、株価にも影響がでているようです。大阪 でも感染者が確認されたということですが、感染し ても症状がでない人もいるということで心配がつ きません。発症者は7割が40歳以上という報告が あるなど中高年に多く、高血圧や糖尿病などの持病 がある人はリスクが高いといわれています。主要な 症状は発熱、せき、筋肉痛などで、発症後しばらく は症状が軽いけれども、約1週間後から悪化して入 院する例が多いそうです。効果的な治療薬はなく、 ワクチンもありませんので、とにかくかからないよ うにするということでしか自身の身を守る方法は ないわけです。インフルエンザ予防と同じように、 手洗いとマスク着用を徹底し、普段の生活において 健康管理をしっかりして、免疫力を高めておくとい うことが感染予防になるということですので、働き すぎや飲みすぎで免疫力をおとしたりしないよう に、皆様しばらくはくれぐれもご自愛ください。

さて、ロータリーでは2月は「平和と紛争予防、 紛争解決月間」となっております。

四宮ガバナーがガバナー月信に書いておられます が、昨年の推計では全世界で6,800万人以上の人が 紛争により家を失い、故郷を追われ、その半数以上 が子どもたちだと言われているそうです。この現状 にたいしてロータリーは異文化交流を通じて相互 理解の心を育て、また紛争解決のスキルを備えた人 材を育成することで平和な世界を作ることを促進 しています。ロータリーでは、平和は「人」から始 まると考えていると書いておられます。

現在ロータリーは平和と紛争予防のために毎年 100 名ほどの若者を平和フェローとして選出し、奨 学金を提供しています。最近新しくウガンダのマケ レレ大学を含め世界7か国にある大学と提携し、ロ ータリー平和センターとして独自のカリキュラム があり、そこで世界平和の担い手となる人材を育て、 平和推進者の世界的ネットワークを築いています。

◆次週の例会プログラム◆

2020年2月27(木)第2448例会

フォーラム 「会員満足度アンケート」について

担当:戦略計画委員長 庄司修二

◆出席報告 2020 年 2 月 6 日 2446 例会◆

会員数: 26 名 出席者: 20 名 **出席率 83.33%** 2020年1月16日 60.86% (参考値) 前々前回

実際にはこれらのフェローは現在 115 か国以上で、 国連機関、各国の政府機関、NGO 団体などの国際 機関でリーダーシップを発揮し活躍されているそ うです。

皆様からのロータリー財団へのご奉仕の一部は このような「平和フェローシップ」や「グローバル 奨学金制度 | をサポートするためにも使われていま す。今後も一層のご理解とご協力をよろしくお願い 申しあげます。

◆幹事報告◆

幹事 片山 秀樹

- ・2/20 移動例会のお知らせ
- ・3/21 ロータリーデー出欠の確認
- ・2020-2021 年度版 ロータリー手帳について

◆2/6 理事役員会報告◆

審議事項

- 1. 2019-20 意義ある奉仕賞について →申請しない
- 2. IM第1組フレッシュロータリアン親睦交流会 について →該当者に案内
- 3. 大阪大学環境サークルGECS総会案内につい て →次年度幹事出席
- 4. 箕面市交通安全推進協議会幹事会について →幹事、社会奉仕委員長で対応
- 5. メイクアップルール細則改正に関わるアンケート のお願いについて →現状通り報告
- 6. ガバナー補佐訪問について
 - →次回の1組会長幹事会においてガバナー補佐 の意向を確認して対応することとした
- 7. 2020 年米山感謝祭の案内について →奉仕委員会が対応

【報告事項】

- 1. 新入会員について
- 2. 理事の出席について
- 3. 50周年事業についての報告



4つのテスト 言行はこれに照らしてから

1、真実かどうか

3、好意と友情を深めるか 2、みんなに公平か

4、みんなのためになるかどうか

◆SAA 報告◆ ニコニコ箱

SAA 庄司 修二

岡内重信会員:月初です

芝野弘三郎会員:水島会員、卓話宜しくお願いします。

黄堂泰昌会員:水島会員、卓話よろしく! 前田建司会員:水島会員、卓話宜しく! 青 敬祐会員:水島さん、卓話よろしく。

浦 収会員:献血へのご協力よろしくお願いします。

庄司修二会員:結婚記念日

庄司修三郎会員、林たかみ会員、木村貞基、河野優作会

員、尾崎夏樹会員、三上智子会員

米山奨学会

上島一彦会員:水島さん、卓話よろしくお願い致します! 片山秀樹会員、河野優作会員、黄堂泰昌会員、庄司修二 会員、尾崎夏樹会員、浦 収会員、木村貞基会員、前田 建司会員、芝野弘三郎会員、

ロータリー財団

川端崇且会員、岡内重信会員、芝野弘三郎会員、前田建司会員、黄堂泰昌会員、上島一彦会員、西宮富夫会員、 尾崎夏樹会員、浦 収会員、庄司修二会員

ポリオ

庄司修二会員、尾崎夏樹会員

☆2月のお誕生日 おめでとうございます!☆



2月1日 林 たかみ会員 2月6日 庄司修三郎会員

☆米山奨学金授与☆



張 暁紅様

☆<u>箕面市姉妹都市交流フォーラム延期のお知らせ</u>☆ 下記の通りご案内致しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け<mark>延期</mark>となりました。

日時 3月1日 (日) **(延期)**

$14:00\sim16:00$

場所 箕面市立多文化交流センター



☆ローターアクト 第2回地区献血活動ご案内☆2020年2月16日(日)10:00~16:00雨天決行 大阪府下6カ所にて活動を行います。皆様のご協力をお願い致します。

◆卓話 水島 教絵会員◆

本日は民法改正についてお話させて頂きたいと思います。

法律といっても身近なお仕事や生活に関わるものなので、ロータリークラブは事業者の方ばかりですし、 ぜひこの機会に知っていただければと思います。

実はこの2年に渡ってですが、民法が順番に改正されているのですが、これは約120年ぶりのことにな

ります。これまでは民法の条 文自体が変わることは少な く、現代社会に合わせる為に、 裁判例で新しいルールがで きていったんですが、それで は矛盾も多く対応できなく なり、今回の改正と繋がりま した。まず民法の改正スケジ



ュールですがこのようになっています。

民法と言っても、債権法、契約に関係する分野と、 親族法、相続に関係する分野の2つに分かれます。相 続に関係する分野は昨年にほとんど改正されていま す。身近なものとしては遺言の作成方式ですね。そし て今年の7月に、法務局で遺言の預かりサービスが始 まります。この2点については後でお話させて頂きま す。次に契約に関係する債権法の改正は、今年4月か らスタートです。

ではそれぞれ細かくみていくと、まずは相続に関する改正についてですが、実はこのほとんどが、相続のお金に関する制度の見直しになっています。配偶者については、自宅については所有権を相続しなくても、住み続けられるという制度ができました。この詳細は省略しますが相続税対策にもなる制度です。その他に相続人以外の人でも、自分が亡くなった人に貢献していた場合、その分の金銭を相続人に請求できるという制度も始まりました。

次に契約についての改正です。気をつけないといけないのは、瑕疵担保責任がなくなるという改正です。 瑕疵とは、契約時にお互いに気づかない欠陥の事です。 ざっくりと言うと、後で判明した場合、この欠陥について、契約書に記載がなくても、保証してもらえるという法律があったのですが、これがなくなります。今後については、保証されるのはあくまで契約に記載があるもののみとなるので、後で見つかった欠陥というのは保証してもらえなくなる可能性がでてきました。 契約条項に結構記載があるものなので、これを機に、これまで使ってきた契約書を一度見直して頂ければと思います。

次に2点知っておくとお得な法律の話をしたいと思います。まずは遺言についてです。今回の改正の中でも誰でも使える身近なものとして、7月から、法務局で自分で書いた遺言を保管してもらえる制度が始まります。これはこれまでの自筆証書遺言と公正証書遺言のいいとこどりをした様な制度になります。本人が必ず法務局に出向かないといけないのがデメリットですが、大きなメリットは、自筆証書遺言でも相続があった時に遺言の検認手続きがいらなくなります。自筆で書いた遺言は、公証役場で作成した公正証書遺言と違い、検認手続きをしないと相続手続きですぐには使用できません。この検認手続きというのは、家庭裁

判所にまずは申立て、他の相続人全員に通知が送られ、 検認の日が決まるとその日に来られる人は集まりま す。手続き自体1~3か月程かかりますし、とにかく 会いたくない相続人にあわないといけない可能性が ある、という点が結構ネックになったりします。その 手続きが、この新制度ではいらなくなるということで す。

次に、期間限定の不動産の相続についてのお得な制度をお話させて頂きます。まずはこちらの図を見て下さい。不動産というのは、買った側だけでなく、売った側にも税金がかかります。それが譲渡所得税というものです。これは、売った時に利益がでると、その利益に対してかかってくるのですが、その利益というので、例えば、買ったときに1000万円だったものを、2000万円で売ったとします。そうすると単純に1000万円特をしているのでその1000万円に税金がかかるということになります。なので、高く買って安く売った場合は利益が出ていないので、税金はかかりません。

但し、その利益が出ているか判断するのに、買ったときの領収書や売買契約書がないと、買った時の価格が証明できません。その場合、この表のように、売った時に入ってきた売買代金が 4000 万円とすると、そのほとんどが利益とみなされ、この場合は税金が 7 5 0 万円程かかることになります。それをこの特例が利用できると、売買代金の 4 0 0 0 万円から、利益を最大 3 0 0 0 万円引いてもらえ、支払う税金を 1 2 0 万円程に抑えることができます。これは、相続した古い旧耐震の空き家を減らしいこうという国の施策になるので、条件もいくつかあるのですが、当てはまりそうな方は注意して、この基準を満たすように進めていっていただければと思います。以上となります。ご清聴ありがとうございました。

